

# 松江市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

**第1条** 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、松江市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

**第2条** 交通会議は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) **自家用有償旅客運送**の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

**第3条** 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 松江市長又はその指名する**者**
- (2) 島根県地域振興部交通対策課長又はその指名する**者**
- (3) 一般社団法人島根県旅客自動車協会
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 中国運輸局島根運輸支局長又はその指名する**者**
- (6) 一般旅客自動車運送事業者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転**者**が組織する団体
- (8) その他松江市長がその都度必要と認める者

**2** **自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、協議を行う自家用有償旅客運送の運行予定区域において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうち、その代表者が指名するものを交通会議の委員とする。**

(交通会議の運営)

**第4条** 交通会議に会長をおき、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括するとともに、議長となる。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の合意により決定する。ただし、協議が調わない場合においては、出席委員の中でその議決方法を決定するものとする。
- 5 会長は、必要と認めるときは、書面により委員の意見を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。ただし、協議が調わない場合においては、委員の中でその議決方法を決定するものとする。
- 6 交通会議は、原則として公開とする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 8 交通会議の庶務は、**松江市都市整備部**交通政策課において処理する。
- 9 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(松江市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

松江市役所都市整備部交通政策課

連絡先：TEL 0852-55-5661

FAX 0852-55-5915

平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（但し、年末年始除く）

(幹事会)

**第 5 条** 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するために、幹事会をおくことができる。

2 幹事会は、第 3 条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

**第 6 条** 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

**第 7 条** この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。